

オープンデータ基本指針の概要

(令和3年6月15日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)

本基本指針の位置づけ

平成28年12月14日に公布・施行された「官民データ活用推進基本法」において、国、地方公共団体、事業者が保有する官民データの容易な利用等について規定された。本文書は、これまでの取組を踏まえ、オープンデータ・バイ・デザイン^(注1)の考えに基づき、国、地方公共団体、事業者が公共データの公開及び活用に取り組む上での基本方針をまとめたものである。

1. オープンデータの意義

- (1) 国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化
- (2) 行政の高度化・効率化
- (3) 透明性・信頼の向上

2. オープンデータの定義

- (1) 営利目的、非営利目的を問わず
二次利用可能なルールが適用されたもの
- (2) 機械判読に適したもの
- (3) 無償で利用できるもの

3. オープンデータに関する基本的ルール

- (1) 公開するデータの範囲・・・各府省庁が保有するデータは、原則オープンデータとして公開。公開することが適当でない公共データは、公開できない理由を原則開示するとともに、限定的な関係者間での共有を図る「限定公開」といった手法も積極的に活用する。
- (2) 公開データの二次利用に関するルール・・・原則、政府標準利用規約を適用する。
- (3) 公開環境・・・「各府省庁にしか提供できないデータ」、「様々な分野での基礎資料となり得る信頼性の高いデータ」、または「リアルタイム性を有するデータ」等の有用なデータについては社会的ニーズが高いと想定されるため、積極的な公開を図る。
- (4) 公開データの形式等・・・構造化しやすいデータは「3つ星^(注2)（CSVやXML等のフォーマット）」以上の機械判読に適した構造及びデータ形式で掲載することを原則とし、構造化が困難なデータを含む全ての公開データは可視化やAPI利用が容易になるよう、データカタログサイトの利用等、メタ情報公開に向けた環境の整備に努める。
- (5) 公開済みデータの更新・・・可能な限り迅速に公開するとともに適時適切な更新を行う。

4. オープンデータの公開・活用を促す仕組み

- (1) オープンデータ・バイ・デザインの推進・・・行政手続き及び情報システムの企画・設計段階から必要な措置を講じる。
- (2) 利用者ニーズの反映・・・各府省庁の保有データとその公開状況を整理したリストを公開→利用者ニーズを把握の上、ニーズに即した形で公開する。

5. 推進体制

- (1) 相談窓口の設置・・・総合的な相談窓口（内閣官房IT総合戦略室）・相談窓口（各府省庁）を設置する。
- (2) 推進体制・・・内閣官房IT総合戦略室は、政府全体のオープンデータに関する企画立案・総合調整、各施策のレビュー、フォローアップ等を実施する。

6. 地方公共団体、独法、事業者における取組

- (1) 地方公共団体・・・官民データ法の趣旨及び本基本指針を踏まえて推進する。
- (2) 独立行政法人・・・国費によって運営されていること又は実施している事業や研究があることに鑑み、基本指針に準拠して取組を推進することが望ましい。
- (3) 公益事業分野の事業者・・・その公益性に鑑み、本基本指針及び利用者ニーズを踏まえて推進することが望ましい。

(注1) 公共データについて、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うこと。

(注2) 特定のソフトウェア機能に限定されず共通で利用できるフォーマット(CSV、XML)。

オープンデータ基本指針の改正概要

(令和3年6月15日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)

- 「**オープンデータ基本指針**」※1については、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）を踏まえ、オープンデータ・バイ・デザインの考えに基づき、**国・地方公共団体・事業者が公共データの公開及び活用に取り組む上での基本方針**を定めたもの。

※1 平成29年5月30日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定

- 同指針にはオープンデータ・バイ・デザイン※2の推進が謳われるとともに、行政保有データについては原則公開とされ、利活用推進の観点からは機械判読性の要件がオープンデータの定義として存在するが、①「**原則公開**」としか謳っておらず、特にニーズの高いデータであっても具体的な公開内容、方策に係る説明が欠如、②「**機械判読性**」についても「**原則**」にとどまり、5つ星※3を参考にすると**の努力義務**となっている。そこで、**利用ニーズの高いデータの公開促進と公開データの機械判読性を強化**するため、以下の通り同指針を改正する。

※2 公共データについて、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企、整備及び運用を行うこと。

※3 Webの創設者Tim Berners-Leeが提唱した5段階の指標で、ファイル形式に関わらず二次利用が可能なライセンスを満たす場合は第1段階、機械判読性の比較的高いcsv形式は第3段階とされている (<http://5stardata.info/ja/>)

改正内容①

「各府省庁にしか提供できないデータ」、「様々な分野での基礎資料となり得る信頼性の高いデータ」、または「リアルタイム性を有するデータ」等の有用なデータの公開推進を規定【データ公開促進に係る新規追加】

行政保有データの公開に関しては「**原則公開**」としか謳っておらず、ニーズの高いデータに関しても具体的な公開内容、方策に係る説明が欠如していたところ、**「各府省庁にしか提供できないデータ」、「様々な分野での基礎資料となり得る信頼性の高いデータ」、または「リアルタイム性を有するデータ」等の有用なデータについては積極的な公開を図る**こととした。これにより、利用ニーズの高い行政保有データのオープンデータ化促進と、更なる利活用促進を図ることとする。

指針における見直し箇所：3. オープンデータに関する基本ルール (3) 公開環境

改正内容②

オープンデータの機械判読性について規定【データの質の向上に係る新規追加】

これまで「**機械判読性**」についても、「**原則**」にとどまっておらず、5つ星を参考にすると**の努力義務**となっていたところを、**構造化しやすいデータ※4の「3つ星」※5（CSVやXML等のフォーマット）」以上での公開を原則**とした。これにより、事業者が利用しやすいデータ形式での公開を促進する。

また、構造化が困難なデータを含む全ての公開データに関しては可視化やAPI利用が容易になるよう、データカタログサイトの利用等、**メタ情報公開に向けた環境の整備に努める**。

※4 統計情報等の行列や階層による表現が可能な情報。

※5 特定のソフトウェア機能に限定されず共通で利用できるフォーマット（CSV、XML）。

指針における追加箇所：3. オープンデータに関する基本ルール (4) 公開データの形式等